

## 別紙 固定資産税軽減 適用 チェック票

No.	項目	内容等	申請者 チェック欄	磐田市 チェック欄
1	申告	固定資産税軽減の適用は、別途、償却資産の申告に添付書類が必要です。 設備導入年の翌年の1月末日までに、計画認定証・先端設備等導入計画・工業会証明書・リース契約書の写しを添付して申告してください。		
2	中小事業者 中小企業者	中小事業者等に該当するか？（下記のいずれかに該当するか？） ①資本金もしくは出資金1億円以下の法人（大規模法人から多額の出資を受けている場合は法令確認すること） ②資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時従業員が1,000人以下の法人 ③常時従業員が1,000人以下の個人		
3	導入設備	令和5年3月31日までに取得する設備か？（償却資産として課税されるものに限る）		
		機械及び装置 取得価額が160万円以上か？ 販売開始時期が10年以内か？ 旧モデル比年平均1%以上生産効率等が向上するものか？		
		工具 取得価額が30万円以上か？ 販売開始時期が5年以内か？ 旧モデル比年平均1%以上生産効率等が向上するものか？		
		器具及び備品 取得価額が30万円以上か？ 販売開始時期が6年以内か？ 旧モデル比年平均1%以上生産効率等が向上するものか？		
		建物附属設備 取得価額が60万円以上か？ 販売開始時期が14年以内か？ 旧モデル比年平均1%以上生産効率等が向上するものか？		
		構築物 取得価額が120万円以上か？ 販売開始時期が14年以内か？ 旧モデル比年平均1%以上生産効率等が向上するものか？		
		事業用家屋 取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたものか？		

※ 取得価額 <地方税法施行規則附則第6条第86項>

取得価額は、次の各号に掲げる償却資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

1 購入した償却資産 次に掲げる金額の合計額

イ 当該償却資産の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該償却資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）

ロ 当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

2 購入以外の方法により取得した償却資産 次に掲げる金額の合計額

イ その取得の時ににおける当該償却資産の取得のために通常要する価額

ロ 当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用の額